

令和4年4月12日

会員各位

青森県病院薬剤師会  
選挙管理委員会

### 会長候補の選挙に関する告示

青森県病院薬剤師会の会長候補の選出について、選挙規約第1条に基づき下記の通り告示する。

#### 記

1. **選挙の期日** 令和4年6月11日（土）（令和4年度総会開催日）
2. **選挙の種類** 会長候補（定数1名）の選挙
3. **届出事項及び手続き** 立候補者は選挙規約第2条により、選挙管理委員会事務局あてに直接または郵送（書留）により届け出る
4. **届出の期間** 令和4年4月18日（月） ～ 令和4年5月12日（木）**必着**
5. **届出先** 〒031-8555 青森県八戸市田向3丁目1-1  
八戸市立市民病院 薬局内  
青森県病院薬剤師会 選挙管理委員会事務局

（注1） 選挙規約は次頁に掲載する。

（注2） 立候補等に必要な届出用紙は、必ず所定様式を使用する。

（注3） 郵送により届け出る場合は書留とし、封筒に「選挙関係書類在中」と朱書する。

# 青森県病院薬剤師会 会長及び代議員 細則

## 選挙規約

- 第1条 選挙の期日は40日前までにこれを告示しなければならない。
- 第2条 立候補しようとする会員は、総会開催日の30日前までに、文書により事務局に届け出なければならない。
2. 前項の文書には、立候補しようとする会員の住所、氏名、所属病院名又は診療所名、所属施設名を記載し、署名捺印しなければならない。
  3. 会員が他の会員を推薦しようとする時は、前条の日時までに、候補者の承諾書を添え、文書をもって選挙管理委員会委員長に届け出なければならない。
- 第3条 選挙管理委員会委員長は立候補届を締め切り後速やかに会員に告知しなければならない。
- 第4条 選挙は、立候補を届け出た会員（以下「立候補者」という。）について、総会に出席した正会員の無記名投票により行う。
- 第5条 各選挙において、立候補者のうち得票数の高い順に定数までを、当選者とする。ただし、会長については、総投票数の過半数を必要とし、得票数が過半数に満たない時は、次点者と決選投票を行う。
- 第6条 立候補者の数が当該選挙の定数を超えないときは、選挙を行わずに、当該立候補者を当選者とすることができる。
- 第7条 選挙権及び被選挙権は、会費を完納している青森県病院薬剤師会の正会員のみが有する。

## 附則

1. 本細則は、平成23年7月1日より施行する。
2. 平成23年9月1日 一部変更

## 青森県病院薬剤師会会長立候補届

青森県病院薬剤師会  
選挙管理委員会 殿

私は、青森県病院薬剤師会会長の改選にあたり、令和4・5年度の会長選挙に立候補致したくここに立候補届を提出致します。

ふり がな  
氏 名： \_\_\_\_\_ 印

会員番号： \_\_\_\_\_

生年月日： \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日 生 ( \_\_\_\_\_ 歳)

住 所： \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

施設名： \_\_\_\_\_ (部署 \_\_\_\_\_)

勤務年数： \_\_\_\_\_ 年

青森県病院薬剤師会役職： \_\_\_\_\_

届出年月日： 令和 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日